

転出入届、ネットで簡単に 22年度にもマイナカード活用

2020/12/29 22:30 | 日本経済新聞 電子版

政府は引っ越しに伴う行政手続きをオンラインで一括してできるように動き出す。2022年度中に転出・転入届を事実上まとめてできるようとする。マイナンバーカードを持つ住民は転入先の自治体でカードを見せれば簡単に手続きを終える。

政府は21年1月召集の通常国会に住民基本台帳法改正案を提出する。

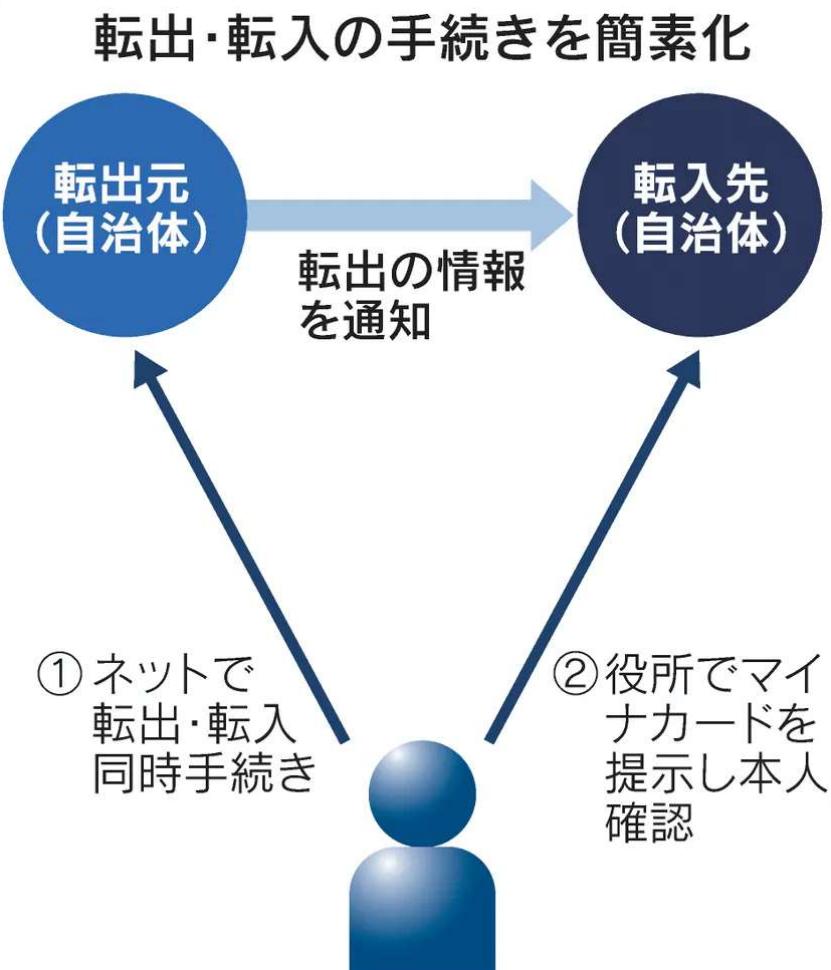
菅政権はデジタル化を主要政策に掲げ、行政手続きの電子化を進めている。転出・転入届は不正を防ぐ観点から原則として対面手続きが維持されてきた。

いまも転出届は自治体によってはネットでできるものの、転入届は原則として引っ越し先の自治体に出向いて窓口で書面で手続きする必要がある。

改正後はマイナンバーカードを使えば、自治体の窓口に直接行かなくても転出届と引っ越し先への転入手続きの申請予約を同時にできるようになる。転入後は役所に行ってカードを見せるだけで手続きの時間を短縮できる。

利用者は転入届で手書きの書類作成などの手間が省ける。窓口の混雑や手続きの煩わしさが課題になっていた。カードを使った手続きのサービス「マイナポータル」から申請できるようになる。

政府は通常国会で住基法を改正した後、自治体間であらかじめ転出情報を通知できるシステムも整備する。手続きにかかる自治体の負担も軽減する。



将来的に電気やガスの住所変更手続きなども同時にできる仕組みを検討する。政府は19年度からサービス実現に向けて実証実験を始めた。

政府はマイナンバーカードを使って様々な行政手続きを簡素化する計画で、保険証や運転免許証との一体化も検討している。12月1日時点で交付率は23%にとどまる。

総務省は21年度予算案で普及促進の費用を1055億円盛り込んだ。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.